○農林水産省告示第千六百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年九月九日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第23575号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ANISA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Fides B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第23580号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FICHRYLightning
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Fides B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　東京都八王子市初沢町一四二九の一、一四二九の六四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第一地割五七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び矢巾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口小川内字上場五一四の二六二、五一四の二六五、五一四の二六六、五一四の二七六、五一四の二七八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口小川内字上場五八三の三六〇、五八三の三六二、五八三の三六四、五八三の四七三、五八三の四八六、五八三の九三七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町山重字山田一一四七二の一二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷一四七八の一、一四七八の四、一四七八の六、一四七九の一、一四七九の八、一四七九の一一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町四丁字宮前五〇九から五一一まで、六〇一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備